

令和6年度佐用町学童保育入所のご案内

1 目的

佐用町学童保育事業は、放課後や長期休業中に保護者や家族が仕事等で児童を監護できない家庭の児童に対して、適切な遊び及び生活の場を確保することにより、その健全な育成を図ることを目的に実施しています。

2 事業主体

佐用町

3 開設地と定員

佐用小学校区：佐用町ふれあい町民プール	定員：60人
上月小学校区：上月保育園	定員：68人
南光小学校区：南光保育園	定員：56人
三日月小学校区：三日月小学校	定員：48人

※定員を超過する場合には、入所をお断りする場合があります。

4 対象児童

佐用町内の小学校に在籍する児童で、放課後や長期休業中に保護者や家族が仕事等で児童を監護できない家庭の児童を対象としています。

5 児童の送迎

学校の登校日は学校から徒歩で学童へ行きます。

帰りは、18時までに保護者にお迎えに来ていただきます。

長期休業日（春、夏、冬休み）は、保護者で送迎いただきます。

6 保育時間

学校の登校日 放課後から18時まで

長期休業期間 8時から18時まで

7 保育期間

4月1日から翌年3月31日まで

8 利用の申し込み(継続の場合も必要)

佐用町学童保育入所申込書等を令和6年1月12日(金)までに佐用町教育委員会事務局(役場本庁舎3階)または各学童保育にご提出ください。

※申し込みには同居家族全員の勤務証明書が必要です。

農業等のために勤務証明書が提出できない場合は、保育できない申立書を添付してください。

なお、年度途中からの申し込みは、特別な場合を除いて原則受け付けできません。8月期のみ利用の場合も同様にお申し込みください。

提出書類

①佐用町学童保育入所申請書

・・・入所を申込む児童の人数分（1枚につき2人記入できます）

②勤務証明書

・・・同じ世帯内の、会社員等の方全員分を各1通

（源泉徴収票等での代用はできません。）

③保育できない申立書

・・・同じ世帯内の、自営業者、健康上の理由等から保育できない方全員分を各1通

④佐用町学童保育料減免申請書 ※1

・・・保育料の減免申請をされる場合に1通

（これに加え、減免申請書の提出に際し、追加書類の提出をお願いする場合があります。）

以上の様式が不足する際には、コピーしてご利用ください。また、町ホームページにてダウンロード可能です。

※上記①、②、③は必ず提出が必要です。このうち、②と③についてはお仕事等の状況により、どちらを提出するかが異なります。また、④については保育料の減免申請をされない場合は提出不要です。

※1 佐用町学童保育料減免申請書…詳細については「11 保育料の減免」をご覧ください。

9 保育料等

○保育料

通年利用 一人当たり 月額6,000円（減免あり※）

8月期のみ利用 一人当たり 20,000円（減免なし）

※通年利用については、第2子以降（満18歳未満の兄弟がいる児童）は無料です。

○間食（おやつ）の費用

通年利用 一人当たり 月額1,000円（減免なし）

8月期のみ利用 一人当たり 1,000円（減免なし）

※保育料請求時に併せてお支払いください。

○傷害保険料

保険掛金 一人当たり 年額800円（減免なし）

※初回の保育料と一緒に支払いください。

上記保育料等は、利用日数に関わらず、利用登録があれば満額発生します。

10 保育料等の納入方法

納付書又は口座振替（兵庫西農協のみ）によりお支払いをお願いします。

納付書の方は、町から送付する納付書を使用し、役場会計課窓口、または金融機関窓口でお支払いをお願いします。

口座振替をご希望の方は、別途口座振替依頼書を兵庫西農協へご提出ください。

納付書は以下の時期に送付します。口座振替日は、納付書の納期限と同日です。

4・5月分	6月上旬・・・納期限	6月30日
6・7月分	8月上旬・・・納期限	8月31日
8・9月分	10月上旬・・・納期限	10月31日
10・11月分	12月上旬・・・納期限	12月28日
12・1月分	2月上旬・・・納期限	2月28日
2・3月分	翌年度4月上旬・・・納期限	翌年度4月30日
8月期のみ利用分	8月上旬・・・納期限	8月31日

11 保育料の減免

以下のいずれかに該当する方は、申請することで保育料の減免が適用されます。

○生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯含む。）

○佐用町立小中学校児童生徒等の就学援助に関する規則（平成28年教育委員会規則第7号）による就学援助受給世帯

減免を希望する場合には、「佐用町学童保育減免申請書」を提出し、加えて別途、前述の支援、受給を受けるための手続きが必要となります。

12 利用上の注意事項について

① 次に掲げる基本的な生活習慣を身につけさせておいてください。

・あいさつや返事が出来る。 ・友達と仲良く遊べる。 ・自分の持ち物の整理整頓が出来る。 ・注意したことは素直に聞ける。 ・遊んだ後の片付けが出来る。

*行動等が悪い児童に対しては、指導を行います。また、退所していただく場合もあります。

②健康管理について

児童の体調が悪い日はできるだけ休ませて自宅で見てあげてください。特に伝染性の病気の場合は体調が回復するまで休ませてください。また、新型コロナウイルスやインフルエンザなど、特に感染力の強い伝染性の感染症を発症されているご家族がいらっしゃる場合も、蔓延を防ぐため、通所をお控えくださいますようお願いいたします。

③欠席について

欠席する場合は、事前に指導員へ連絡してください。

④迎えについて

18時までに保護者の責任で指導員から引き受けを行ってください。やむを得ず18時を過ぎる場合は、必ず指導員へ連絡をお願いします。

⑤引き渡しについて

警報発令時や、新型コロナウイルス感染症発生等に関連して、保育中に臨時休園となる場合があります。このような場合には、指導員から保護者の方に連絡をさせていただきますので、速やかにお迎えをお願いします。

⑥警報発令時の対応について

午前6時30分の時点で気象警報が発令されている場合、各学校から「自宅待機」「臨時休校」のメールが配信されますので、学童保育もその対応に準じます。また、保育中に警報が発令された場合にも、臨時休園となります。

休園となった場合、その後警報が解除された場合でも、当日中の保育はお受けできません。

⑦学童保育料等の納付について

保育料等は必ず納付期限内に納めてください。納付されない場合、学童保育の利用をお断りすることがあります。

⑧学習について

学童保育は勉強を教える場所ではありませんので、保育中の宿題は本人の意思に任せます。宿題が出来ているかどうかは、各ご家庭で確認してください。

⑨食事等について

長期休業期間中や運動会の振替日など1日利用となる日は、昼食用の弁当とお茶を必ず持たせてください。

⑩事故等の対応について

万が一、学童保育中に事故が発生した場合は応急処置等を行い、必要に応じて病院へ搬送します。

また、児童の過失により施設設備を破損した場合等は、保護者にその費用を負担していただきます。

13 傷害保険について

学童保育における児童の傷害保険に加入します。学童保育については、各小学校で加入している通常の学校生活における事故等を対象とした保険は適用されません。